

青森県報

号外第九十四号

平成二十三年
十二月十六日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…
 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
 一部を改正する規則…………… (同)…

人事委員会

人事委員会規則七 二七 (警察職員の特殊勤務手当) の一
 部を改正する規則…………… (職員課)…
 人事委員会規則七 一七〇 (災害応急作業等手当) の一部
 を改正する規則…………… (同)…

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の一部を次のように

改正する。

第七十五条第八号を削る。

第七十六条第二項中「、敬老年金に係る事務」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則 (平成十二年三月青森県規則第九十号) の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十六条第十九号」を「第二十四条第十九号」に改める。

第三条中「第四十五条第七号」を「第四十二条第七号」に改める。

第四条中「第四十八条第六号」を「第四十五条第六号」に改め、同条第一号中「第四十八条第二号」を「第四十五条第二号」に改め、同条第二号中「第四十八条第二号」を「第四十五条第三号」に改める。

第五条中「第四十九条」を「第四十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七 二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を次のように改正する。本則の次に次の附則を加える。

附 則

（東日本大震災に対処するための作業に係る特例）

1 警察職員が東日本大震災に対処するため第二条第十一項第一号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合における第五条第十五項第一号（同号括弧書きに規定する額が加算される場合を除く。）の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは「千六百八十円」とする。

2 条例附則第四項に規定する人事委員会の定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）
三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）
四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円（心身に著しい負担を与える人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

二 前項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 五千円

三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与える人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 二千円

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 五千円

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千円

七 前項第四号の作業 二千五百円

4 前項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急警備等手当の額は、前項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

5 前三項の規定による手当を支給される警察職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「第二条に規定する作業等（同条第五項、第六項及び第九項に規定する作業等を除く。）」とあるのは、「第二条に規定する作業等（同条第五項、第六項及び第九項に規定する作業等を除く。）及び附則第二項に規定する作業等」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 二七（警察職員の特種勤務手当）の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一七〇(災害応急作業等手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一七〇(災害応急作業等手当)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付する。

附則第一項の次に次の見出し及び四項を加える。

(東日本大震災に対処するための作業に係る特例)

2 条例第十七条の四十三第一号から第三号に規定する職員が東日本大震災に対処するためこれらの規定に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合における規則第四条の規定の適用については、同条中「六百元」とあるのは「九百元」とし、同条第一号(1)中「三百円」とあるのは「六百元」とする。

3 条例附則第三項に規定する人事委員会の定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十條第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三條第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業(前号に掲げるものを除く。)

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業(前二号に掲げるものを除く。)

四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業(前三号に掲げるものを除く。)

4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)

二 前項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 五千元
三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 一万円(心身に著しい負担を与える人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 二千元

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 五千元

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千円

七 前項第四号の作業 二千五百円

5 前項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一七〇(災害応急作業等手当)の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭